

平成 29 年 第1回

津 軽 広 域 水 道 企 業 団 議 会 臨 時 会

会 議 録

平成 29 年 3 月 24 日

午前 10 時 開議

津 軽 広 域 水 道 企 業 団

平成29年第1回津軽広域水道企業団議会臨時会会議録

開催日時 平成29年3月24日(金) 開会 午前10時00分
閉会 午前10時12分
開催場所 津軽広域水道企業団 大会議室
提出議案目録 別紙のとおり
議事日程 別紙のとおり

《出席議員》 (9名)

1番 弘前市副市長 蛭名正樹議員	2番 黒石市長 高樋 憲議員
3番 五所川原市長 平山誠敏議員	4番 平川市副市長 古川洋文議員
6番 藤崎町長 平田博幸議員	7番 田舎館村長 鈴木孝雄議員
8番 板柳町長 成田誠議員	9番 鶴田町長 相川正光議員
10番 つがる市長 福島弘芳議員	

《欠席議員》 (1名)

5番 青森市長 小野寺晃彦議員

《地方自治法第121条による出席者》

企業長 葛西憲之	副企業長 長尾忠行
代表監査委員 常田 猛	
事務局長 佐々木公誠	西北事業部長 森畑 聡
津軽浄水課長 谷澤 諭	西北工務課長 長内正一
	西北総務課長 小嶋俊一
	西北浄配水課長 外崎博幸

《議会事務局出席職員》

書記長 津軽総務課長 有馬 靖 書記 津軽総務課参事 千葉 亨

《職務のため出席した事務局職員》

津軽浄水課総括主幹 伊藤久志	西北総務課長補佐 杉野森 登一
津軽浄水課総括主幹 寺山富士義	西北総務課総括主幹 鳴海 忠
津軽浄水課総括主幹 山田章永	
津軽総務課総括主幹 渋谷俊治	
津軽総務課主幹 小田切 峰	

平成29年第1回津軽広域水道企業団議会臨時会 議事日程

平成29年3月24日 午前10時開議

第1 議席の指定

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 議案審議

議案 第6号 専決処分の報告及び承認について（専決処分第1号）

議案 第7号 津軽広域水道企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例案

議案 第8号 津軽広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例案

議案 第9号 津軽広域水道企業団副企業長の選任について

議事日程第4の議事

1 提案理由の説明

2 議案に対する質疑・討論・表決

平成29年第1回津軽広域水道企業団議会臨時会提出議案目録

(平成29年3月24日)

議案 第6号 専決処分の報告及び承認について（専決処分第1号）

議案 第7号 津軽広域水道企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例案

議案 第8号 津軽広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例案

議案 第9号 津軽広域水道企業団副企業長の選任について

午前10時00分 開会

○議長（高樋憲議員） これより、平成29年第1回津軽広域水道企業団議会臨時会を開会いたします。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長（高樋憲議員） 前回の定例会後に、議員の異動がありましたので、ご紹介申し上げます。今年2月のつがる市長選挙で再選されました 福島弘芳氏が議員に再任されました。

○10番（福島弘芳議員） よろしく申し上げます。（福島議員一礼）

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長（高樋憲議員） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。よって、これより会議を開きます。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長（高樋憲議員） 日程第1、「議席の指定」を行います。

今回就任されました福島議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定により、10番に指定いたします。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長（高樋憲議員） 日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

9番相川正光議員、10番福島弘芳議員を指名いたします。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長（高樋憲議員） 日程第3、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日一日といたしたいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日一日と決定いたしました。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長（高樋憲議員） 日程第4、「諸般の報告」をいたさせます。

○書記長（有馬靖） 諸般の報告

一 企業長提出議案 議案第6号から議案第9号の以上4件 以上。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、諸般の報告は終わりました。



○議長（高樋憲議員） 日程第5、議案第6号から議案第9号の以上4件を一括議題とし、理事者より提案理由の説明を求めます。企業長。

○企業長（葛西憲之） 平成29年第1回津軽広域水道企業団議会 臨時会に提出いたしました議案の概要について、ご説明申し上げます。

議案第6号は、「専決処分の報告及び承認について」であります。平成29年第1回議会定例会終了後において生じた議決事件に関し、急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき処分したものであります。その内容は、企業団が加入しております「青森県市町村総合事務組合」の規約の変更であります。

議案第7号は、津軽広域水道企業団水道用水供給条例について、先に締結した「水道用水供給事業に関する協定の全部を改正する協定」との整合を図るため、関係規定を整理するなど、所要の改正をするものであります。

議案第8号は、津軽広域水道企業団個人情報保護条例について、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴い、関係規定を整理するため、所要の改正をするものであります。

議案第9号は、「津軽広域水道企業団副企業長の選任について」であります。当企業団の副企業長の任期は、企業団規約第8条の2第5項の規定により、当該市町村長の任期となっております。現在は、副企業長でありました福島弘芳つがる市長の3期目の任期が3月12日までとなっていることから、不在となっております。

このため、企業団規約第8条の2第2項の規定に基づき、西北事業部の事務を担当する副企業長の選任が必要となりますが、つがる市長福島弘芳氏を適任と認め選任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

以上が、本日提出いたしました議案の概要であります。議案の詳細につきましては、事務局より補足説明いたさせますので、十分に御審議のうえ、原案どおり御議決くださるようお願い申し上げます。以上であります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、提案理由の説明は終わりました。これより、審議を進めます。

初めに、議案第6号「専決処分の報告及び承認について（専決処分第1号）」を審

議いたします。事務局より補足説明があります。事務局長。

○事務局長（佐々木公誠） 議案第6号について補足説明を申し上げます。当企業団が加入しております、青森県市町村総合事務組合の構成団体である「八戸市階上町田代小学校中学校組合」が、平成29年3月31日をもって解散することに伴い、青森県市町村総合事務組合から八戸市階上町田代小学校中学校組合を脱退させるため、青森県市町村総合事務組合同規約を変更する必要が生じ、事務処理上急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものであります。以上で、議案第6号の補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第6号は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第7号「津軽広域水道企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例案」について審議いたします。事務局より補足説明があります。事務局長。

○事務局長（佐々木公誠） 議案第7号について補足説明を申し上げます。平成29年第1回議会定例会後の議員懇談会において承認されました「津軽広域水道企業団水道用水供給事業に関する協定の全部を改正する協定」におきまして、基本料金の算定基礎となる「基本水量」の見直し時期を、西北事業部への供給開始予定の平成33年4月1日とし、西北事業部への給水開始がない場合でも、基本料金の算定は西北事業部の基本水量を加味すること、実際に水道用水の供給が開始されるまでは西北事業部から給水料金を徴収しないことを規定するため、「給水料金及びその徴収」

について語句の整理をするなど、必要な改正をしようとするものであります。以上で、議案第7号の補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。本案について、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第7号は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号「津軽広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例案」について審議いたします。事務局より補足説明があります。事務局長。

○事務局長（佐々木公誠） 議案第8号について補足説明を申し上げます。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正に伴い、特定個人情報を提供できる場合として、地方公共団体が条例で定める独自利用事務について、情報提供ネットワークシステムを利用した情報提供を可能とし、また、情報提供等の記録などについて、現行の規定を準用するとした二つの条項が、新たに追加されたため、関係する規定を整理し、必要な改正をしようとするものであります。以上で、議案第8号の補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第8号は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

_____ ◇ _____ ◇ _____ ◇ _____

～副企業長被選任者（福島つがる市長）退場する。～

_____ ◇ _____ ◇ _____ ◇ _____

○議長（高樋憲議員） 議案第9号「津軽広域水道企業団副企業長の選任について」を議題とします。

本案について、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第9号は、原案に同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案に同意することに決しました。

_____ ◇ _____ ◇ _____ ◇ _____

～副企業長被選任者（福島つがる市長）入場、着席する。～

_____ ◇ _____ ◇ _____ ◇ _____

○議長（高樋憲議員） 議案第9号は、原案に同意することに決しましたので、福島弘芳氏からご挨拶をお願いいたします。

○10番（福島弘芳議員） このたび、皆様方のご同意をいただき、津軽広域水道企業団の副企業長に選任されました。皆様方のご指導を受けながら、職務を全うしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（高樋憲議員） ありがとうございます。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、本臨時会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。よって、会議を閉じます。

企業長から、ご挨拶があります。企業長。

○企業長（葛西憲之） 平成29年第1回議会臨時会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本臨時会におきましては、専決処分の報告及び承認、水道用水供給条例及び個人情報保護条例の一部改正、副企業長の選任につきまして、慎重にご審議を賜り、それぞれ原案のとおり御議決をいただき、ありがとうございました。

議員の皆様方には、時節がら、くれぐれもご自愛のうえ、ご活躍されますようお祈りを申し上げまして、閉会にあたってのごあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（高樋憲議員） これをもって、平成29年第1回津軽広域水道企業団議会臨時会を閉会いたします。ご苦労様でした。

午前10時12分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

津軽広域水道企業団議会

議 長

(黒石市長)

高 樋 憲

9番署名議員

(鶴田町長)

相 川 正 光

10番署名議員

(つがる市長)

福 島 弘 芳